

○前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成26年6月27日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成26年  
前橋市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるもの  
とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壤基準)

第3条 条例第6条第2項の土壤基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、  
それぞれ同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壤基  
準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値による  
ものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第4条 条例第8条第1項第2号の市規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可さ  
れた土地改良区、同法第77条第2項の認可を受けた土地改良区連合並びに同法  
第95条第1項の認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合  
連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する  
資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の認可を受けた者、  
同法第14条第1項の規定により設立された地区画整理組合及び同法第51条  
の2第1項の認可を受けた株式会社
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公  
社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項  
の規定により設立された土地開発公社
- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独

立行政法人

(7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(8) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団

(9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、市長が地方公共団体に準ずる者として認定した者

2 前項第9号の規定による認定を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近3年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、地方公共団体に準ずる者の認定をするものとする。

(1) 土壤の汚染及び災害の発生の防止を適確に行うことができる見込みのあること。

(2) 特定事業を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること。

（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第5条 条例第8条第1項第3号の市規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた採取計画（同法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた採取計画（同法第20条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けた開発区域内で行う土砂等による埋立て等であって、市長が認めたもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等（許可を要しない土砂等による埋立て等）

第6条 条例第8条第1項第5号の市規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
  - (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等
- （許可の申請）

第7条 条例第8条第2項の申請書は、特定事業許可申請書とする。

2 条例第8条第2項第10号の市規則で定める事項は、施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号とする。

3 条例第8条第3項の市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業区域の位置を示す図面
- (2) 特定事業区域の付近の見取図
- (3) 土砂等埋立等区域の見取図
- (4) 条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書をいう。）
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書、法人の役員の全員の住民票の写し及び印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。）
- (6) 特定事業施工に係る資金調達計画書
- (7) 申請者が個人である場合にあっては、資産及び負債に関する調書、直近3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに前橋市税を滞納してい

ないことを証する書類

- (8) 申請者が法人である場合にあっては、直近3年間に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに前橋市税を滞納していないことを証する書類
- (9) 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (10) 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- (11) 特定事業の施工が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
- (12) 施工管理者の住民票の写し
- (13) 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (14) 特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- (15) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- (16) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (17) 土砂等による埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行ったときは、当該安定計算を記載した書面
- (18) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面(応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。)
- (19) 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
- (20) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
- (21) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
  - (平29規則21・一部改正)
  - (許可の基準)

第8条 条例第9条第1項第3号の市規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第9条第1項第4号の土地の所有者の承諾は、特定事業に係る土地所有者の承諾書により行うものとする。

(変更の許可の申請等)

第9条 条例第10条第1項本文の規定による変更の許可を受けようとする者は、特定事業変更許可申請書に第7条第3項各号に掲げる書面のうち変更に係る事項に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の市規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 特定事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 条例第8条第2項第6号の特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）
- (3) 施工計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 条例第10条第2項に規定する市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

4 条例第10条第5項の市規則で定める事項は、条例第8条第2項第1号及び同項第9号に掲げる事項とし、条例第10条第5項の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し
  - (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- (土砂等の搬入の事前届出)

第10条 条例第11条第1項の市規則で定める土砂等の量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第11条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届出書を提出して行うものとする。

3 条例第11条第2項に規定する市規則で定める特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が市規則で定める基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出

する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書によるものとする。

4 条例第11条第2項に規定する市規則で定める特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壤基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壤検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書並びに計量土（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量土（濃度関係）であるものに限る。第17条第1項第2号において同じ。）が発行した土壤検査証明書（同項第1号において単に「土壤検査証明書」という。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壤検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第11条第2項第2号の市規則で定める法令等は、採石法及び砂利採取法とし、同号に規定する市規則で定める当該法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書又はこれに準ずる書面とする。

#### （土砂等の性状の基準）

第11条 条例第11条第2項及び同条第3項第3号の市規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。

#### （特定事業の完了等の手続）

第12条 条例第12条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

- (1) 特定事業を完了したとき 特定事業完了届出書
- (2) 特定事業を廃止し、又は休止したとき 特定事業廃止（休止）届出書
- (3) 休止した特定事業を再開しようとするとき 特定事業再開届出書

2 前項第1号及び第2号の届出書には、特定事業区域の出来形に関する図面（同項第2号の届出書にあっては、特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を

添えなければならない。

(特定事業に係る標識の掲示)

第13条 条例第14条第1項の標識は、次に掲げる事項を記載した特定事業に関する標識によるものとする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 特定事業を行う場所の所在地
- (4) 特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (5) 特定事業の期間
- (6) 特定事業区域の面積
- (7) 土砂等の排出の場所及び搬入予定数量
- (8) 施工管理者の氏名

(帳簿の記載)

第14条 条例第15条第1項の規定による帳簿の記載は、次に掲げる事項を記載した特定事業施工管理台帳により、毎日行うものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (4) 記録者の氏名
- (5) 土砂等の搬入時刻
- (6) 搬入車両の登録番号
- (7) 土砂等を運搬した者の氏名又は法人の名称
- (8) 搬入車両の運転者の氏名
- (9) 搬入した土砂等の数量
- (10) 土砂等の積込み場所
- (11) 施工作業の内容

2 条例第15条第2項の規定による報告は、条例第8条第1項の許可を受けた日（再開したときは、再開した日。以下この項において同じ。）から3月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可

を受けた日の属する月を1月とみなす。)に遅滞なく、特定事業施工状況報告書に当該期間の特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。

(特定事業区域内土壤検査)

第15条 特定事業の許可を受けた者は、次の各号に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日(以下「検査基準日」という。)をもって、条例第16条第1項に規定する土壤検査(特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壤検査」という。)を行う義務を負うものとする。

- (1) 特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日
  - (2) 前回の検査基準日
- 2 特定事業の許可を受けた者は、特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは特定事業の期間が満了したとき、又は特定事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、特定事業区域内土壤検査を行う義務を負うものとする。
- 3 特定事業区域内土壤検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。
- 4 特定事業区域内土壤検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 特定事業区域内土壤検査は、次の表の左欄に掲げる土砂等埋立等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

0. 3ヘクタール未満	1
0. 3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9

8ヘクタール以上9ヘクタール未満	1 0
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	1 1
10ヘクタール以上	1 2

- (2) 特定事業区域内土壤検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点）の土壤について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後、第1号の規定により等分された一つの区域ごとに混合し、それぞれ一つの試料とすること。
- (4) 特定事業区域内土壤検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

#### (水質検査)

第16条 条例第16条第1項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壤検査（特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壤検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第2項及び第3項中「特定事業区域内土壤検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、別表第3の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

#### (特定事業区域内土壤検査及び水質検査の報告)

第17条 条例第16条第1項の規定による報告は、特定事業区域内土壤検査等報告書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

- (1) 特定事業区域内土壤検査 当該特定事業区域内土壤検査に使用した土砂等を

採取した地点の位置図及び現場写真並びに第15条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び土壤検査証明書

(2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第15条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書

2 条例第16条第1項の市規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 第15条第1項の規定により行う特定事業区域内土壤検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第15条第1項の規定により行う水質検査 同項各号に該当する日から1月を経過する日

(2) 第15条第2項の規定により行う特定事業区域内土壤検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第15条第2項の規定により行う水質検査 市長の定める日

(書類の備置き等)

第18条 条例第17条第1項の市規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 当該許可に係る条例第8条第2項の申請書(変更許可を受けた場合にあっては、条例第10条第2項の申請書を含む。)の写し

(2) 条例第15条第1項の帳簿

(3) 第9条第4項に規定する特定事業軽微変更届出書の写し

(4) 第10条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

(5) 前条第1項に規定する特定事業区域内土壤検査等報告書及びその添付書類の写し

(車両の表示)

第19条 条例第18条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

(2) 特定事業区域の所在地(特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該特定事業区域を代表する所在地)

(3) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

(4) 特定事業の許可番号

- (5) 特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称  
(書類の様式)

第20条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 認定申請書
  - (2) 特定事業許可申請書
  - (3) 資金調達計画書
  - (4) 資産及び負債に関する調書
  - (5) 特定事業に係る土地所有者の承諾書
  - (6) 特定事業変更許可申請書
  - (7) 特定事業軽微変更届出書
  - (8) 土砂等搬入届出書
  - (9) 土砂等排出元証明書
  - (10) 検体試料採取調書
  - (11) 土壌検査証明書
  - (12) 土砂等に係る売渡し・譲渡証明書
  - (13) 特定事業完了届出書
  - (14) 特定事業廃止（休止）届出書
  - (15) 特定事業再開届出書
  - (16) 特定事業に関する標識
  - (17) 特定事業施工管理台帳
  - (18) 特定事業施工状況報告書
  - (19) 特定事業区域内土壤検査等報告書
  - (20) 水質検査証明書
- （その他）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月7日規則第2号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年1月24日規則第2号）

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月6日規則第32号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に行った前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条第4項の土壤検査については、改正後の前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた特定事業区域（前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成26年前橋市条例第9号。以下この項において「条例」という。）第2条第5号に定める特定事業区域をいう。以下この項において同じ。）又は前項の規定によりなお従前の例によるとされる土砂等により埋立て等が行われた特定事業区域に係る条例第16条第1項に規定する土砂等の検査については、新規則別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月29日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第10条、第15条関係）

（平29規則21・令元規則2・令2規則2・令3規則14・令4規則32・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚

		濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機燐 りん	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法
砒素 ひ	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考2において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあっては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方
総水銀	検液1リットルにつき0.0005	法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
		昭和46年環境庁告示第59号付

	ミリグラム以下	表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付 表3及び昭和49年環境庁告示第 64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付 表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地 利用目的が農用地である場合にあ つては、試料1キログラムにつき1 25ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要 件に係る銅の量の検定の方法を定 める省令（昭和47年総理府令第6 6号）第1条第3項及び第2条に規 定する方法
ジクロロメタシン	検液1リットルにつき0.02ミリ グラム以下	日本産業規格K0125の5・1、 5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、 5・2、5・3・1、5・4・1又 は5・5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化 ビニル又は塩 化ビニルモノ マー)	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準 について（平成9年環境庁告示第1 0号。以下「平成9年環境庁告示第 10号」という。）付表に掲げる方 法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミ リグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、 5・2、5・3・1又は5・3・2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグ ラム以下	日本産業規格K0125の5・1、 5・2又は5・3・2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリ グラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0 125の5・1、5・2又は5・3・ 2に定める方法、トランス体にあつ ては日本産業規格K0125の5・

		1、5・2又は5・3・1に定める方法
1, 1, 1—ト ン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 1, 2—ト ン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 3—ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34・1 (日本産業規格K0102の34の備考1を除く。) 若しくは34・4 (妨害となる物質としてハロゲン

		化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1c) (注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—2009に定める土懸濁液のpH試験方法

備考

1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

2 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第8条関係）

（令5規則45・一部改正）

技術上の基準
1 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
2 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
3 法面の勾配は、次の各号に掲げる土砂等による埋立て等の高さの区分に応じ、当該各号に定める勾配とする。 (1) 安定計算を行い安全が確保される高さ 安定計算を行い、安全が確保される勾配 (2) 5メートルを超える10メートル以下 垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配 (3) 5メートル以下 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
4擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
5 土砂等による埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
6 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固めその他の措置が講じられること。
7 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。
8 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による

排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

別表第3（第16条関係）

（平29規則21・令元規則2・令4規則32・一部改正）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38・1・2（日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、日本産業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、日本産業規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52・2、52・3、52・4又は52・5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法

四塩化炭素	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,3-ジクロロプロペシン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法

セレン	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふつ素	日本産業規格K0102の34・1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1c)（注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	日本産業規格K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
1,4—ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12・1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

#### 備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。